

村山市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 期日 令和4年12月13日（火）午後5時～
2. 場所 市役所 第1会議室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（17名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
—	—	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（1名）

5番	石川 賢也	—	—
—	—	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件
議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第49号 村山市農用地利用集積計画について
5. 報 告
報第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第37号 農地転用制限の例外の確認について
報第38号 非農地証明願について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名
事務局長 三澤 智之
農地農政係長 猪藤 潤
事業推進係長 大室 市郎
7. 会議の書記
農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後5時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

お忙しい中、総会ご出席ありがとうございます。今年もあとわずかとなりました。

農業委員の皆様につきましては1年間、農地利用の最適化推進活動にご尽力いただきました。制度自体、二転三転と変わりご難儀をおかけしました。いろんなことがあった1年だったと思います。農業資材や燃料などが高騰して大変な状況であり、コロナ感染症も未だに減っておらず、不安な状況には変わりありません。

みなさん、体には留意しながら、良い年を迎えられるよう頑張りましょう。

それでは、第12回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

6番 山内 正秀 委員 、 7番 石山 公己 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は54番から61番までの8件で、所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が5件となります。地目、面積は田が29,890㎡、畑で合計6,215㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号54番から61番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(12月1、2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 47 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、18 番から 21 番までの 4 件で、田 1,276 m²、畑 1,930.9 m²で計 3,206.9 m²となります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 18 番から 21 番については、譲受人が「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。事業面積は、宅地、雑種地を含め、3,325.16 m²。9 区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が确实と認められるため、許可条件を満たしております。

以上の案件について、12 月 2 日に現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 48 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 49 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 309 番から 393 番までの 85 件で、申請内容は、利用権設定の新規が 82 件、再設定が 3 件となります。地目ごとの内訳は、田が 791,241 m²、畑 17,055 m²の計 808,296 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、309 番から 393 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 6 件あります。

まずは、委員案件 359 番、361 番、366 番、370 番、378 番、379 番を除いた、309 番から 358 番、360 番、362 番から 365 番、367 番から 369 番、371 番から 377 番、380 番から 393 番までの 79 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、309 番から 358 番、360 番、362 番から 365 番、367 番から 369 番、371 番から 377 番、380 番から 393 番までの 79 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 49 号の 309 番から 358 番、360 番、362 番から 365 番、367 番から 369 番、371 番から 377 番、380 番から 393 番までの 79 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、359 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、359 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 49 号の、359 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、361 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、361 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 49 号の、361 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、366 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
10 番委員はご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、366 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 49 号の、366 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、370 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
9 番委員はご退席願います。

(9 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、370 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 49 号の、370 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
9 番委員はご着席ください。

(9 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、378 番について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくお願いいたします。それでは、委員案件の 378 番について審議に入ります。

青柳会長、16 番委員はご退席願います。

(青柳会長、16 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、378 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 49 号の 378 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、16 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、16 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

続きまして、379 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

4 番委員はご退席願います。

(4 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、379 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 49 号の、379 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

4 番委員はご着席ください。

(4 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 49 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 36 号から報第 38 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 37 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 38 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 102 番から 111 番の 10 件です。田が 31,405 m²、畑が 4,343 m²です。解約理由は貸し人の都合によるものが 7 件、借り人の都合によるものが 3 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 9 番、10 番の 2 件で、それぞれ田 1,087 m²のうち 38.2 m²を、畑 778 m²のうち 179.3 m²を農作業小屋などの整備をするもので、農地法施行規則(第 29 条第 1 項第 1 号)の規定に該当し転用例外となるものです。

なお、12 月 1、2 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、27 番から 55 番の 29 件で、台帳地目で田 3,908 m²、畑 50,838 m²の合計 54,746 m²です。

申請内容の大半は、今年度の農地利用状況調査をふまえて提出して頂いたものであり、20 年以上前から作業困難や労力不足により農地性が失われたもの、特に養蚕廃業による原野化が多い内容であります。12 月 1、2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

今後も、こうした形で農地性が失われたものについては順次、非農地の判断をしていきたいと考えております。

以上、報第 36 号から報第 38 号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第 47 号から議案第 49 号までの 3 件、報告の報第 36 号から報第 38 号までの 3 件について、終了します。

終了 午後 5 時 40 分